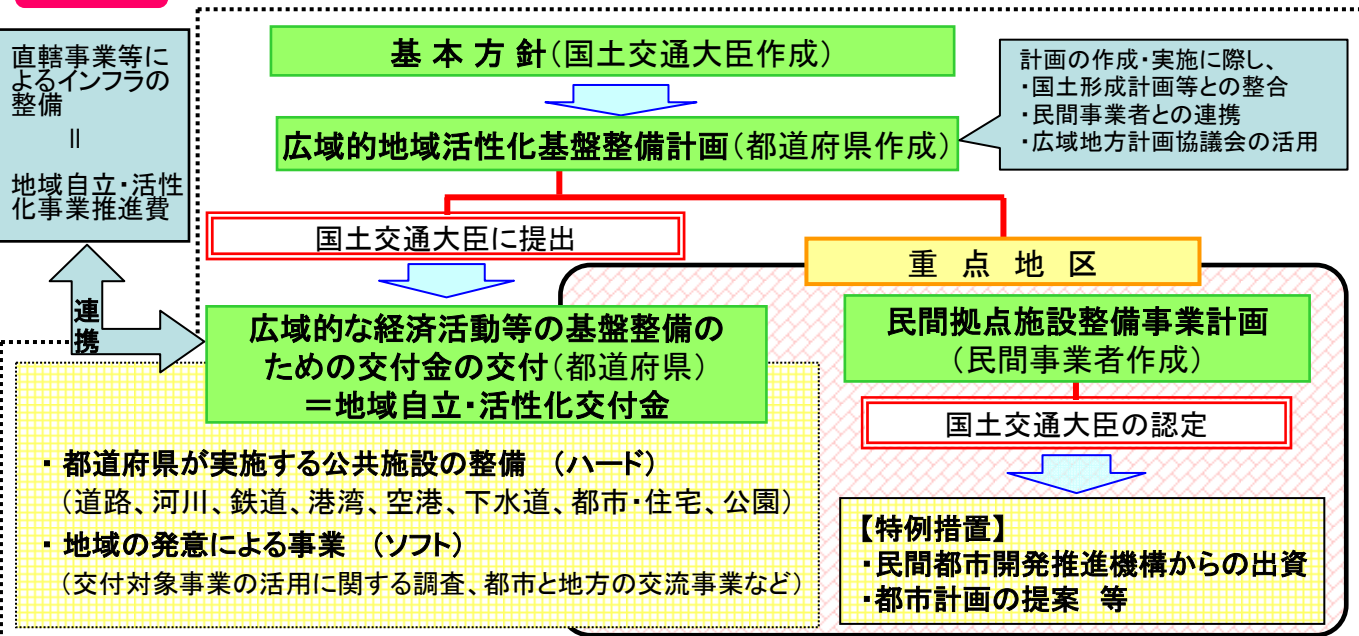


広域的・地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的・地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備への支援、広域的な経済活動等の基盤整備のための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

目的

- ・人口、経済力等で欧州一国に匹敵し東アジア等との直接の交流を深めつつある地域ブロックの自立・活性化を促進
 - ・アジア地域や国内各地の広域にわたる経済活動等の促進により、地域を活性化
 - ・民間と連携した地域の発意による自立・活性化戦略に基づき総合的な支援を展開
- ① 広域的な経済活動等に不可欠な公共施設を集中的に整備
- ② 広域的な経済活動等の拠点となる民間の拠点施設整備への支援※、都市計画手続の特例等
- ※会議場、オフィスビルなど(公共施設整備を伴うもの)

制度概要



プロジェクトイメージ

